

ちゃんとしよう

違反すると罰則あり！ 自転車安全利用五則

道路交通法による罰則
 A 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金
 B 2万円以下の罰金または料料
 C 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
 D 5万円以下の罰金

違反！罰金あり

- 罰則：5万円以下の罰金
- 自転車運転中にイヤホン・ヘッドホンで大量の音楽を聴く
- 自転車運転中の携帯電話・スマートフォンでの会話や操作
- プレーキ装置のない自転車の運転と警察官による検査の拒否

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外**
● 罰則A
- 2 車道は左側を通行**
● 罰則A
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行**
● 罰則B
- 4 安全ルールを守る**
● 罰則C
● 罰則D
- 5 子どもはヘルメットを着用**
● 罰則はないが、努力義務

悪質な違反を繰り返す自転車運転者対策
 過酷な運転や信号無視など14項目の違反で3年以内に2回以上検発された14歳以上の自転車運転者に「自転車運転者講習」の受講を義務づけ。
 ＊平成27年6月施行

一定の危険な違反行為をして2回以上検発された悪質な自転車運転者
 公安委員会が講習の受講を命じる

自転車運転者講習を受講
 ＊手数料が必要

受講命令に従わなかった場合
 5万円以下の罰金

自転車盗の被害を防ぐには二重ロックを
 Q. 施設していても自転車盗にあうの？
 A. 自転車盗の約半数は施設していても被害にあっています。二重ロックが効果的です。

自転車等放置禁止区域について
 Q. 自転車等放置禁止区域に駐輪するとどうなるの？
 A. 持ち主に事前警告することなく即時撤去され、自転車保管場所に保管されます。

凡例

- 自転車等放置禁止区域
- 駅関連駐輪場
- 駅関連駐輪場
- 終日自転車通行禁止
- 指定時間自転車通行禁止
- 自転車レーンあり
- 自転車事故が多いエリア

◎ 料金
 ◎ 利用可能時間
 ◎ 一時利用の台数
 ◎ 人的対応
 ◎ 精算機(ラック式)
 ◎ 精算機(ゲート式)
 ◎ 精算機(ワイヤ式)
 ◎ 出入自由
 ◎ 定期利用の有無
 ＊備考

中央区駐輪場情報の携帯サイトへ！
 スマホ・PC版へ！

ラウンドワン駐輪場
 ◎ 3時間まで100円(以降50円/1時間)
 ◎ 24時間 ◎ 159台 ◎ なし
 ＊最初の120分無料

サイクルタイムズなんばHIPS
 ◎ 200円/6時間
 ◎ 24時間 ◎ 92台 ◎ なし

難波駅(ミナミアリア)
 ◎ 150円/24時間 ◎ 24時間
 ◎ ◎ 約637台 ◎ なし
 ＊3時間まで100円(最初の30分無料)

なんばCITY駐輪場(2階~4階)
 ◎ 150円/24時間 ◎ 7:00~23:30
 ◎ ◎ 232台 ◎ なし
 ＊最初の120分無料

なんばパークス地下駐輪場
 ◎ 150円/24時間 ◎ 7:00~23:30
 ◎ ◎ 約1,000台 ◎ あり
 ＊最初の120分無料

毎年秋に開催される「中央区民まつり」では、警察署と自転車愛好家による自転車スクール、自転車シミュレーター体験、クイズや賞品抽選会など、楽しく学べるコーナーを設けています。平成28年には、2月の企業・市民協働交流会で行った自転車カルタづくりを子ども向けに実施。子どもたちは安全な自転車利用について一生懸命考えていました。

また、この度中央区での自転車利用をテーマにWEBサイトも開設しました。
<http://chuoku-do.jimdo.com>

